

# 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律施行規則案に対する意見書

2006年8月4日

日本弁護士連合会

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律施行規則案（以下「規則案」という。）について、当連合会は次のとおり意見を述べる。

## 1 意見の趣旨

規則案9条1号において、「申請人の代理人（代理人が弁護士法人である場合にあっては、その業務を担当する弁護士）」とあるのは、「申請人の代理人（弁護士及び弁護士法人を除く。）」と修正すべきである。

## 2 意見の理由

規則案9条は、被害回復給付金の支給を求める申請書に添付すべき資料等を定めている。そして、同条1号によれば、申請人の代理人が弁護士及び弁護士法人である場合において、代理人弁護士（代理人が弁護士法人である場合にはその業務を担当する弁護士）について「自然人に係る本人確認書類」として運転免許証等の写し等の書類を添付しなければならないとされている。

しかし、弁護士が申請人代理人である場合、申請書には代理人の住所（所在地）として事務所所在地の住居表示を記載しておけば適切かつ十分であるから、あえて、当該代理人弁護士の自宅住所が記載されている運転免許証等の写し等の書類を添付させる必要性がないと思われる。

そして、同条の趣旨は、代理人弁護士の本人確認を適切に行う趣旨と解されるところ、当該代理人弁護士の実在性及び事務所所在地については、当連合会のホームページの「弁護士情報検索」を利用して容易に確認することができる。仮に当該代理人が実在しない「弁護士」であれば、「該当情報が検索できない」と表示され、直ちに明らかになる。他方、申請書に記載された代理人事務所所在地等が当連合会のホームページの検索により得られた情報と一致するのであれば、当該代理人弁護士の本人確認が適切になされたと認められる。

また、実在の弁護士名を騙る第三者による不正請求の場合であっても、不正請求者が申請書に記載した虚偽の事務所名及び所在地を入力して検索すると、同様に「該当情報が検索できない」結果となり、不正請求を排除することができるものと考えられる。この点に関しては、例えば、破産手続において弁護士が債権者代理人として債権届出を行う場合には代理人弁護士についての本人確認書類の添付までは求められていないし、ま

た、顧客等の代理人である弁護士が貸金業者に対し取引履歴の開示を求める場合に関しても、金融庁事務ガイドライン（貸金業関係）3 - 2 - 8 (1) では、「当該開示の求めに、代理人である弁護士又は司法書士の氏名及び所属する事務所の名称、住所、電話番号等が示されている場合には、当該代理人の所属する弁護士会又は司法書士会への照会等により确实かつ容易に確認できるので、特段の不審な点がない限り、改めて開示の求めを行う者が当該代理人本人であることを確認するための書類等の提示を求める必要はない。」としており、代理人弁護士についての本人確認書類の提示まで求めていないことが参考になるであろう。

以上の理由により、当連合会は、申請人の代理人が弁護士及び弁護士法人である場合には、代理人弁護士（代理人が弁護士法人である場合にはその業務を担当する弁護士）が自然人に係る本人確認書類を添付しなくても足りるようにすべく、規則案9条1号を意見の趣旨に記載したとおり修正されるよう求めるものである。

以 上